

摂州東成郡天王寺村転切支丹類族生死改帳の研究(二)

藤 原 有 和

はじめに

前号において、「摂州東成郡天王寺村転切支丹類族生死改帳」の全文の紹介を行ったので、本稿では、これまでの「道頓堀非人関係文書」の研究を中心とする近世大坂の非人と転びキリシタンをめぐる学説を踏まえて、その具体的な検討を行うこととする。

一 道頓堀垣外の転びキリシタンについて

寛永八年(一六三一)、キリシタンへの迫害は、「北部、及び南部の諸州で、多数の殉教者を出していた、しかし、それは、天領、殊に京都、伏見、堺、大坂の如き大都市では、更に全般的で、更に残酷であった」とレオン・パジェスは記している。⁽¹⁾慶長一九年(一六一四)、元和五年(一六一九)の京都における迫害によって、大坂でもキリシタンは民衆の貧しい人々だけになっていたと思われる。⁽²⁾

「道頓堀非人関係文書」によれば、このとき十名のキリシタンが下難波村領乞食在所に居たところ(「難波村領乞

食在所ニ罷在候処」摘発をうけて、転宗している。道頓堀の転びキリシタン十名が、いつ何処でキリスト教徒になつたかは不明である。安永六年（一七七七）の「転切支丹類族存命書上之事」によれば、十名はいずれも既婚者で、その内訳は、女性八名、男性二名である。女性八名のうち二名は親子（道味妻之母、道味妻）、一名は後家（道真後家）。夫婦がともにキリシタンと認定されたのは孫七夫妻のみである^③。

なお、いずれの夫婦も生国を異にしている。おそらく生国でのキリシタンの摘発を逃れた人たちが、下難波村領乞食在所でともに暮らしていたものと推察される。また、孫作妻（キリシタン）、甚九郎妻（キリシタン）及び久右衛門妻（非キリシタン）は、乞食在所に嫁に来ていたところ（「難波村領乞食孫作二嫁罷在候処」、摘発を受けたと記されているので、少なくとも三組は、転宗以前に下難波村領乞食在所で夫婦となつたことになる^④）。

内田九州男氏は寛永八年の転宗時、十名は既に垣外居住者であつたから、非人身分であつたと指摘されている。すなわち、「彼らは、『転キリシタン』なるが故非人身分に落とされたのではなく、乞食として垣外居住者となつていたなかで転宗を表明され、かつその後は、非人身分のみならず、『転キリシタン』として、二重の拘束下におかれることになつたのである」と述べられている^⑤。

しかし、十名の転びキリシタンが法的に非人身分として決定づけられるのは、寛永八年転宗以降と考えるべきである。転宗後、身柄を下難波村庄屋に預けられ、長吏の監視下におかれることによつて、決定的に非人身分としての処遇をうけることになつたと考えるべきである。

すなわち、寛永二十一年（一六四四）十二月十一日、下難波村庄屋は「道頓堀乞食合八拾人、其外おんぼう七人」について、他国へ遣わさず、何時でも御用の刻、召連れ出頭すること、転びキリシタンの吟味を長吏に命じることを大坂町奉行所与力に誓っている。翌日（正保元年十二月十二日）、十名は下難波村へ預けられている^⑥。乞食

八十名のうち十名が転びキリシタンであったことになる。「乞食」を貧人或いは生活破綻者とみる考え方が⁷ある。しかし、「乞食」の多くが、様々な理由から財産をなくした人々(貧人)であったとしても、後述するようにその中心に宗教弾圧を受けた人々(転びキリシタン)がいることの意味は重要である。

正保二年(一六四五)四月三日付「差上申預手形之事」によれば、長吏道味・年寄孫作他五名は下難波村庄屋甚左衛門から「吉利支丹ころひ男女共拾人」を預かっている。⁸長吏道味・年寄孫作・組頭甚九郎の三名の妻が、いずれも転びキリシタンであることに注意する必要がある。道味妻は、転宗直後に夫婦となったものと推察される。⁹同年、同村領荒場に天王寺、鳶田、道頓堀の三ヶ所垣外の旦那寺浄業院(のちの竹林寺)がつくられている。¹⁰

(1) レオン・パジェス『日本切支丹宗門史』下(岩波文庫、一九八三年)一八九頁。なお紀州藩においても、寛永八年、京・大坂の影響をうけて宗門改が行われている(播磨良紀「紀州藩における宗門改制度の成立について」『和歌山地方史研究』第六号、一九八三年)。

(2) 「京都の教会は、一六一四年の迫害と大坂での二つの戦さによって厳しい状態に置かれていた。数人の古い信者以外にそこに残ったキリシタンは民衆の貧しい人々だけであった」結城了悟『五畿内の最期の宣教師』(長崎・日本二十六聖人記念館、一九八九年)二五頁。寛永九年(一六三二)「一月十三日、大坂で、イエズス会の神父達の宿主パウロ・ヤマモト・フィコンダユー(山本彦太夫)と、その妻、並に子供二人が火炙りになった。娘二人は斬首された」とパジェスは記している(前掲書、二一〇頁)。

(3) 岡本良一・内田九州男編『道頓堀非人関係文書』上巻(清文堂出版、一九七四年)、二九二頁以下。

(4) 同前。

(5) 「大阪の非人研究ノート」(『大阪府の歴史』第五号、一九七四年)。

(6) 『道頓堀非人関係文書』上巻、一―二及び二九二頁以下。正保元年十二月十二日、大坂町奉行は宗旨改を実施している。

(7) 例えば、塚田孝『都市大坂と非人』日本史リブレット40(山川出版社、二〇〇一年)。氏は、「大坂における非人集団の成立は、大坂の都市としての成立・発展とパラレルである」という大局的見地から、道頓堀垣外の中核部分を構成する転びキリシタンが各地から流入してきた非人であることに注目されている。なお、転びキリシタンの詳細な系図を復元して、各類族の分析をされている。

(8) 『道頓堀非人関係文書』上巻、二頁。

(9) 同前、三〇五―三〇六頁。

(10) 同前、二―三頁。参考として、〔難波村寺院台帳〕(関西大学図書館所蔵)の關係箇所を引用する(石尾芳久『部落起源論』三一新書、一九八六年、七六頁)。

浄土宗天王寺一心寺末寺

一 御除地

竹林寺〔付参嚴参〕

一 右竹林寺儀、天王寺川崎難波村ニヶ所之乞食垣外其外撰河内国ニ罷在候乞食旦那寺無御座候ニ付、正保式酉年大坂町御奉行曾我丹波守様御代官鈴木三郎九郎様御相談之上、当村領荒場有之候を乞食中間寺ニ可仕旨ニ而被下、天王寺一心寺と五分浄業院ト申院号を附、仮屋之様成事ニ而住持被申付、寺ハ慶安元年子年ニ建立被致候

二 悲田院・鳶田両垣外及び紀州吹上非人村の転びキリシタンとその類族について

石尾芳久氏は、転びキリシタンとその類族が道頓堀垣外集団の中核となっていることについて、宗教弾圧と身分貶下政策の観点から論じられている⁽¹⁾。また、「悲田院の非人は、太田城における最後の一向一揆の指導者五十三人の切首を晒首にするという目的で集結せしめられ、その目的のもとに権力的に、『籠屋敷』が設定された―権力的に賤民が組織されたという事実をこの太閤検地帳は、明示しております。天正十三年四月の太田城の最後の一向一揆の指導者の処刑と非人の組織とが緊密な関係にあるという事実が明確となります」と述べられている⁽²⁾。すなわち、賤民政策と賤民の組織編成とは密接な関連―不可分の関係―があることを指摘されている。悲田院の非人は、後に転びキリシタン及びその類族を中心として組織されていくことになる。

つぎに天王寺村庄屋に預けられた転びキリシタンとその類族について、その概略を紹介し、道頓堀垣外のみならず、悲田院・鳶田両垣外集団においても転びキリシタンとその類族が長吏となっていることを実証することにする。「摂州東成郡天王寺村転切支丹類族生死改帳」に記されている転びキリシタン本人は、久三郎、兵治、市右衛門、左兵衛、久兵衛、次郎右衛門、たね、むめ、すて、こや、以上十名である⁽³⁾。このうち久三郎、兵治及び久右衛門とその類族について言及する。

なお、「悲田院文書」によれば、妙貞事かめ（山城国出身）が、寛永八年（一六三一）に転宗し、天王寺村に預けられて、悲田院乞食中間に居たところ、元禄七年（一六九四）に病死したことが分かる。かめは、転び次郎右衛門の妻である⁽⁴⁾。したがって、幕府は、寛永八年の大坂における迫害において転宗したキリシタンを天王寺村と下難波村に割り当てた可能性もあるのではなからうか。この点については、今後さらに検討したい。

1 久三郎系

久三郎（「先久三郎」）の転宗した時期及び生没年は不明であるが、妻むくも転びキリシタンであることが分かっている。^⑤息子の「後久三郎」（一六四五—一七一五）は、妻なつ（一六四七—一七一七）、倅長太（一六七四—一七一六）、娘しゅん（一六七七—一七二七）とともに紀州吹上村に住んでいた。^⑥「先久三郎」の孫の猿松、捨松、乙松の各家族もまた、吹上村で暮らしていた。鳶田垣外に所縁のある転びキリシタン久三郎が、紀州和歌山城下吹上非人村の初代長吏となったと考えられることについては後述する。

久三郎（「先久三郎」）には、もう一人の息子久右衛門がいた。久右衛門は、鳶田垣外長吏を務め、倅の伊兵衛（一六七七—一七三三）は鳶田垣外小頭を務めている。^⑦

また、久右衛門の妻小たねの祖母（道頓堀垣外長吏道味妻）は、転びキリシタンであり、娘せんは、転びキリシタン孫七曾孫根次右衛門の妻となっている。根次右衛門は道頓堀垣外長吏を務めている。^⑧

したがって、転びキリシタン類族が、鳶田垣外及び道頓堀垣外の中核（長吏役・小頭役）となっていることが証明される。

2 兵治系

兵治には、五人の息子と一人の娘がいた。^⑨

元禄十一年（一六九八）三月日付「天王寺領内悲田院中間宗旨御改帳」によれば、兵治（転宗後、善休と称す）は年齢八〇歳と記載されている。^⑩元和五年（一六一九）生れで、大坂市中においてキリシタンの弾圧があった寛永八年（一六三一）には一三歳であったことになる。「道頓堀非人関係文書」によれば、善休は少なくとも寛文五年（一六六五）から同十一年にかけて「天王寺長吏」であったことが明らかである。^⑪

また、元禄十一年の「天王寺領内悲田院中間宗旨御改帳」によれば、嫡男太郎右衛門（八三歳没、一六四一—七二三）も、「悲田院長吏」を務めている。

したがって、転びキリシタン及びその類族が悲田院垣外集団の中核となっていたことが明白となる。

なお、「天明年間覚書」（大坂町奉行所与力勝部氏控）によれば、元禄元年（一六八八）切支丹奉行衆へ差し出したキリシタン類族人数合計九一五人（内訳本人二人、本人同断一五人）、唯今（天明七年）存命の類族人数合計七六人（内訳男四二人、女三四人）と記されている。¹²このうち本人二名とは、兵治と前述した妙貞事かめ（転び次郎右衛門妻）の両名である。

3 市右衛門系

市右衛門には、二人の息子がいた。¹³ 倅甚右衛門は、「悲田院二老」を務めている。¹⁴

(1) 石尾芳久氏は、被差別部落の起源に関して、秀吉が天正十三年（一五八五）太田城の抵抗者に対する制裁として、賤民への身分低下政策を行ったことを和歌山蓮乗寺文書に基づいて考証されている。同様の視点から道頓堀の転びキリシタンについても、権力は専制主義の国家にとって都合の悪い思想の持主の身分をおとして転向を迫る、しかも警察・行形の役負担を強要して転向の立証を迫った、と述べられている（前掲『部落起源論』、二八頁）。

(2) 同前、五一—五四頁。

(3) 拙稿「摂州東成郡天王寺村転切支丹類族生死改帳の研究(一)」『関西大学人権問題研究室研究紀要』第四九号（二〇〇四年、以下紀要第四九号と略す）。後掲の転びキリシタン系図では、子とのつながりが不明な孫・曾孫・玄孫の多くを省いている。

(4) 岡本良一・内田九州男編『悲田院文書』（清文堂出版、一九八九年）、五七頁。

- (5) 『道頓堀非人関係文書』上巻、一六二―一六三頁。
- (6) 後掲・久三郎系図。
- (7) 註(5)。
- (8) 同前、八八頁。
- (9) 後掲・兵治系図。
- (10) 和宗総本山四天王寺所蔵。寺木伸明『近世身分と被差別民の諸相』(解放出版社、二〇〇〇年)、二二七頁。
- (11) 『道頓堀非人関係文書』上巻、一一―一七頁。
- (12) 関西大学人権問題研究室所蔵森杉夫氏収集史料(複写)。
- (13) 後掲・市右衛門系図。
- (14) 元禄十一年三月付「天王寺領内悲田院中間宗旨改帳」。

三 天満垣外の転びキリシタンとその類族について

天王寺村及び下難波村庄屋に転びキリシタンが預けられたように、川崎村庄屋にも転びキリシタンが預けられ、天満垣外長吏にその監視が命じられたものと推察される。川崎村には、少なくとも転びキリシタン四名―惣次郎、惣次郎倅仁助、小ちよ、孫七―が預けられている⁽¹⁾。

元禄八(一六九五)年六月、「乞食転切支丹惣次郎倅仁助、父不転以前出生本人同前」の者が六七歳にて病死したため、代官は、即刻検使を遣わし、死骸を改めて別条がないことを確認し、塩詰にするよう指示をした上で、切

支丹奉行にその指図を求めている。切支丹奉行より「例之通取置セ候様」という返答を受け、旦那寺竹林寺にて土葬に取り置いている⁽²⁾。塩詰及び土葬の作法については、詳細に規定されていた。仁助は寛永六年（一六二九）生れなので、父惣次郎は寛永八年（一六三一）に転宗したものと推察される。

転びキリシタン久三郎曾孫の又五郎が、天満垣外小頭作重郎方へ養子に遣わされている⁽³⁾。

なお、天満垣外には、悲田院垣外転びキリシタン市右衛門の曾孫半三と悴茂市が住んでいた⁽⁴⁾。

また、前述した転びキリシタン次郎右衛門妻龜事妙貞の類族も川崎村乞食垣外に住んでいた⁽⁵⁾。

(1) 後掲・史料1。「憲教類典(四)」(「内閣文庫所蔵史籍叢刊第41巻」史籍研究会、一九八四年、四五九頁以下)の関連部分を翻刻している。

(2) 同前。

(3) 紀要第四九号、八五頁。

(4) 『悲田院文書』五九頁(なお、「平右衛門玄孫茂市」は市右衛門玄孫茂市とするのが正しい)、紀要第四九号、九三頁。

(5) 同前五七、五八頁。転び次郎右衛門妻龜の孫である甚兵衛が、享保十五年正月二十一日に病死(享年六四歳)したことが悲田院長吏に報告されているが、同年の「転切支丹類族生死之覚」には含まれていない(紀要第四九号、八三頁以下)。

四 紀州和歌山城下吹上非人村の長吏久三郎について

紀州藩牢番頭家文書によれば、紀州和歌山城下吹上非人村の長吏は代々久三郎を襲名している⁽¹⁾。また吹上非人村

の成立に関する史料としては、渡辺広氏が紹介された文化十三年（一八一六）の「願書」と藤本清二郎氏が紹介された元文元年（一七三六）辰ノ霜月付の「覚」（牢番頭が和歌山町奉行所に提出した書付控）の二通りがある。²

両史料を照合すると、まず吹上非人村が、浅野紀伊守（浅野幸長）の時代からあることについて一致している。つぎに近世初頭、吹上非人村の人たちが切支丹宗門になり、一人も転ばなかったため、残らず御仕置きをうけて、一村が退転したことにしても、一致している。ただし、迫害があった時期について、前者では誰の時代の出来事か不明確であるのに対して、後者は但馬守（浅野長晟）の時代としている。他方前者では、御仕置きの人数が八十人余と具体的である。

両史料において、徳川氏入部後、牢番頭先祖が彦坂九兵衛へ願い出て、非人村が再建されたことになっている。また、初代長吏が阿波国出身の道齋であることも一致している。なお、後述する事情から、久三郎は転宗後、道齋と称したものと考えられる。

ただし、道齋が初めて非人村長吏に取り立てられた時期について、藤本氏は、「願書」では「寛永拾年」と特定されているのに対し、「覚」では「寛永年中」とあいまいである、と述べられている。つぎに、この点について検討を加えたい。

このたび林紀昭・関西学院大学法学部教授のご厚意により、渡辺氏が紹介された文化十三年「願書写」の原文書（基礎法学研究室所蔵）を閲覧することができた。表紙には、「吹上非人村成立申上候願書写」と書かれている。長吏役の設置については、以下のように記されている（第一条の後段を引用する）。

彦坂九兵衛様江私共先祖之者共奉願、以前之通非人村地私共江頂戴仕、非人村再建致、町非人差置候処、寛永年中阿波之非人道齋と申者、湊城山辺ニ罷在、牢番頭共常々目を懸置、胡乱者等気付セ、毎々御用立候故、初

而非人村長吏二取立申候義二御座候、尔今ニおゐて長吏役申付候節者、私共ニ見立て御願奉申上候儀ニ御座候
(傍点筆者)

したがって、長吏役の設置時期について、「寛永拾年」説の文書による裏付けは存在しないことになる。なお、別の文化十三年「願書控」——「吹上非人村濫觴書付扣」(文化十三年閏八月十六日、牢番頭が和歌山町奉行所へ提出した原本の控)——においても、「寛永年中」と記されている。

また、元文元年の「覚」によれば、当代久三郎(三郎兵衛—後述)は四代目とされている。

近世初頭の和歌山城下におけるキリシタンの迫害と非人の問題は、今後の研究課題としたい。ここでは、初代長吏久三郎について検討する。前述したように転びキリシタン久三郎の系譜は、吹上非人村と鳶田垣外の二系統に分かれ、息子の一人久右衛門の筋は鳶田垣外長吏を務めている。

まず、正徳五年(一七一五)の「御用控之帳」によれば、「一吹長^(上脱)久三郎七十壹にて、正徳五年末ノ二月六日ニ病死仕候、右跡役儀末子清八ニ申付候」と記されていることに注目すべきである。正徳五年に病死した長吏久三郎こそ、前述した「後久三郎」と考えられる。

つぎに、「天王寺村転切支丹類族生死改帳」によれば、「後久三郎」の家族に関して、倅長太は正徳六年(一七一六)四三歳にて病死とある。父が前年死去しているため、「転切支丹生死之覚」の長太に関する箇所「父一所ニ罷在候」——同居している場合の定例の文言——という記載はない。妻なつは享保二年(一七一七)七一歳にて病死、娘しゆんも同年四一歳で病死している。長太娘ふじが享保九年(一七二四)二三歳で病死している。旦那寺は、いずれも一向宗紀伊国海辺郡広瀬村道場(善行寺)である。なお、岡島かわた村の人たちと旦那寺が同じであることに注意する必要がある。

享保八年（一七二三）九月十四日付で、久三郎（清八）から甥三郎兵衛の養子願いが出されている。また、享保十一年十一月には、久三郎（三郎兵衛）・久二郎の両名は、いったん役儀を取り上げられているが、復帰直後に無宿の捕物一件で活躍している。^⑥

清八事久三郎より道齋殿宛の宝曆九年（一七五九）十月付「一札之事」によれば、実父久三郎が隠居したとき約束をしたとおり、道齋の養子になり、「御役儀長吏家徳諸式」を譲り受けたことが分かる。養父養料として御夫婦一代、畑地壺ヶ所等を渡し、道齋実子―清八にとっては甥―の宇兵衛・三郎兵衛・末子吉を兄弟分として、末々まで疎かにしないことを誓っている。^⑦

吹上非人村の長吏の系譜については不明な点はあるが、初代・二代目長吏と「天王寺村転切支丹類族生死改帳」の「先久三郎」・「後久三郎」とは合致する―同名異人ではない―と考へても矛盾はないと思われる。転びキリシタン本人が、自らの意志で他領に引越すことは認められないので、おそらく転びキリシタン久三郎は、紀州藩によって、和歌山城下吹上非人村の初代長吏として招致されたものと考えられる。^⑧

なお、元文元年（一七三六）の「覚」は、吹上非人村の焼失に際して作成されたものである。その際、牢番頭から町奉行所に提出された願書のなかで、「大坂非人村杯焼失致候節ハ、長吏共町中へ御慈悲ヲ請ニ罷出候儀も御座候」と述べられていること、或いは、長吏・二老という大坂四ヶ所と同様な役職名の採用など、大坂非人村の成立・組織編成との類似点を示唆するものがある。^⑨

(1) 関西学院大学所蔵（以下、和歌山県立図書館編マイクロフィルム版による）。

(2) 渡辺広『未解放部落の史的研究』（吉川弘文館、一九七七年）三二二頁以下。藤本清二郎「和歌山城下、吹上非人村の形成と

展開」(『和歌山地方史研究』第八号、一九八五年)、紀州藩牢番頭家文書編纂会編『城下町警察日記』(清文堂出版、二〇〇三年) 五四九頁。

(3) 後掲・史料2。藤本・前掲論文は、「吹上非人村濫觴書付扣」の第三条を紹介しているが、第一条に記載されている長吏役の設置時期についてはふれていない。

(4) 『城下町警察日記』三二二頁。

(5) 紀要第四九号、五一頁。「撰州東成郡天王寺村転切支丹類族生死改帳」には、正徳六年から享保十九年までの類族生死の記録が含まれている(ただし、最初に正徳五年末十二月の書上げ以降に出生した二名の類族について記している)。正徳五年七月の「切支丹類族生死之覚」は含まれていない。残存していれば、同年二月六日、七一歳で病死した「後久三郎」の記録を認めることができるものと考えられる。天王寺村には、「後久三郎」が病死した翌年からの類族生死の記録が残ったことなる。(6) 四代目は、甥三郎兵衛を養子として迎えている(以下、紀州藩牢番頭家文書による)。

奉願□候口上覚

一 私儀世次之男子無御座候二付、甥三郎兵衛と申者、只今年廿三ニ罷成候、右三郎兵衛義、常々悪性も差出不申、諸事御公用等相勤兼申間敷躰ニ相見へ申二付、私養子ニ仕候而家徳ヲ譲り、末々名跡ヲ次せ申度と存候間、乍恐上々様へ宜敷被仰上、養子之御願相濟候様ニ被為仰付被下候ハ、難有可奉存候、以上
享保八年

卯九月十四日

吹上非人村願主長り

久三郎 印

同村二らう

久次郎[㊦]

頭御衆中へ

乍恐奉願上候覚

一 去霜月役義御取上ケ被為成候吹上非人村長吏久三郎久二郎義、只今ニおゐて相愼罷有候、右跡役之儀ハ外之ものニ申付、相勤させ罷有候

一 久三郎義ハ、先祖道斎と申もの、生所阿笏之非人ニ而湊城山ニ罷有候処、利口成者ニ而御座候故、私共見立候而、非人村長吏役相勤させ申候、其後只今之久三郎迄五代相続無別条相勤来候

一 久二郎義ハ、親より二代相勤申候

右式人共常々御用筋も精出し相勤候者之義ニ御座候得ハ、何とぞ御慈悲を以、元之通長吏役ニ被為仰付被下候様ニ、乍恐奉願上候、已上

牢番頭共

未三月十一日

同十四日相済

なお、享保十二年未三月二十八日無宿五兵衛を捕えた者のなかに、「三郎兵へ事長り久三郎」の名前が記されている（「万御用覚帳」『城下町警察日記』、四四三頁）。

(7) 実父久三郎が隠居したとき、養父と約束したことについて、改めて文書で確認したものと思われる。

一札之事

一 我等儀実父^{孫道}□□久三郎隱居候節、其元と御約束之通、其元之養子ニ罷成、御役儀長吏家徳^徳諸式此度讓受申候、然上ハ養父養料として左之通御夫婦一代相渡シ可申候、尚又其元実子宇兵衛殿・三郎兵衛殿・末子吉三人共我等兄弟分ニ致シ、末々迄疎ニ致間敷候、為後日一札如此御座候

道と北

一 畑地壹ヶ所

一 坪壹ヶ所

一 米五斗 是ハ正月礼式

一 銀三十拾目 是ハ十月礼式

右之通相違無御座候、已上

宝曆九年

卯十月

清八事

久三郎

証人二老

久二郎

同三老

長九郎

道齋殿

(8) 「後久三郎」が生れた年—正保二年(一六四五)は、前述したように転び切支丹十名が下難波村庄屋から道頓堀垣外長吏に預けられた年である。初代長吏久三郎(「先久三郎」)もおそらく転びキリシタンの監視役を務めたものと推察される。

(9) 『城下町警察日記』五四八頁。例えば、元文二年(一七三七)の和歌山城下における贖金事件の捜査活動において、紀州藩牢番頭が鳶田長吏に捜査協力の依頼をしたことの意味—吹上非人村長吏と鳶田長吏の所縁—について、拙稿で指摘している(拙稿「紀州吹上非人村初代長吏・転びキリシタン久三郎について」『大阪の部落史通信』第三四号、二〇〇四年)。なお藤本氏は、「非人頭を長吏(一老・二老などと座次あり)」という点など共通点が多く、少なくとも一八世紀前半期には相互に極めて親しく行き来が盛んである。彦坂九兵衛は大坂を真似たかもしれない」と述べている(前掲論文、註②)。

五 転びキリシタン類族に関する諸問題

1 婚姻

「道頓堀非人関係文書」によれば、享保七年(一七二二)道頓堀垣外長吏積右衛門が死去したために、跡役として鳶田垣外小頭伊兵衛世倅徳蔵を垣外に引取り、仁兵衛と改名して役儀を申し付けている。徳蔵は積右衛門姉婿(「積右衛門筋目之者」と記されている)伊兵衛は転びキリシタン久三郎孫であり、父久右衛門は鳶田垣外長吏である。したがって、両垣外長吏一族の間に姻戚関係のあることが分かる。

「天王寺村転切支丹類族生死改帳」に記載された各類族の添え書き(以下、丸括弧で示す)から、嫁入りと婿入りの事例について知ることができる。

すなわち、すき(転び左兵衛嫁・伝弥妻)、なつ(転び久三郎嫁・後久三郎妻)、むく(転び次郎右衛門娘・宗久

女房)、つま(転び久兵衛嫁・申松妻)、おし(転びたね姫・後与兵衛妻) くに(転び兵治姫・太郎右衛門妻)、こがう(転び市右衛門忰五郎姫・伊兵衛妻) 及び十右衛門(転び市右衛門類族五郎婿・せん夫^②)。七人の嫁と一人の婿が、転びキリシタン類族であるか、「平人」であるかは不明である。ただし、転びキリシタン久三郎の妻むくは、前述したように転びキリシタンであった。

2 養子

転びキリシタン久三郎玄孫の又吉が、摂州池田村番人伝右衛門方へ、同じく玄孫の万三郎が、河州瓜破村番人小頭喜兵衛方へ、それぞれ養子に遣わされている^③。また前述したように曾孫の又五郎が、天満垣外小頭作重郎方へ養子に遣わされている^④。

すなわち、転びキリシタン久三郎の類族が、天満垣外小頭、或いは摂州及び河州の番人小頭の養子として迎えられている。垣外小頭役或いは番人小頭役等の公務の継承を目的とする養子である。

3 欠落・家出

「道頓堀非人関係文書」において、元禄十年(一六九七)五月、転びキリシタン久右衛門忰久兵衛の女房まんが、乞食仲間喜兵衛と欠落した件では、二人はほぼ二ヶ月後立ち帰るが、喜兵衛は摂河共追放、まんはたとえ久兵衛から離別されても、垣外に差し置くよう代官より命じられている^⑤。まんは、転びキリシタン嫁(転びキリシタン忰女房)であったため、摂河追放とはならず、垣外に差し置かれることになったと考えられる。享保三年(一七一八)十一月、類族の者にも追放刑が科されるようになった^⑥。

「天王寺村転切支丹類族生死改帳」によれば、転びキリシタン左兵衛曾孫岩は、一八歳のとき家出している。岩の家出に関する報告において、年齢が一八歳であるのに一回り間違えて三〇歳としたため、代官所は江戸からこの

点の指摘をうけている。江戸の切支丹奉行による書面審査が厳格であったことが分かる。

天王寺村岩の親梅松・庄や・年寄から御奉行様宛の書付（岩の家出に関する報告）には「天王寺村百姓、転左兵衛孫梅松、快岩」（傍点筆者）と記されている。また、転左兵衛類族の生死改めを含む場合、庄屋から代官への類族生死改めに関する報告の末尾において、「右之通、天王寺村領内堀越町百姓之内、并両垣外二罷在候、転切支丹類族生死之者相改」（傍点筆者）と記されていることから、転左兵衛の類族は、「天王寺村領内堀越町百姓之内」に暮らしている類族であったと考えられる。

4 旦那寺

浄土宗竹林寺以外の旦那寺について述べることにする。浄土宗以外に大念仏宗、浄土真宗寺院を旦那寺としている事例がある。

(1) 左兵衛系

嫁すき・孫六兵衛の旦那寺は大念仏宗松井寺、孫の五郎・梅松・三五郎の旦那寺は浄土宗一心寺末天暁院であり、両寺院とも天王寺村にある。前述したように左兵衛の孫・曾孫は、天王寺村領内堀越町に住んでいたものと思われる。また、その旦那寺が一心寺末寺のうち竹林寺ではなく天暁院であることも、彼らが垣外に居住する非人身分ではなく、百姓の中の「類族身分」——「平人」とはみなされず、「非人身分」に準じる扱いをうける——であることを示唆している。

(2) 次郎右衛門系

次郎右衛門と妻かめの旦那寺は竹林寺と考えられるが、嫁むくの旦那寺は南平野町浄土宗寿福院である。宗久・むく夫妻の倅二人のうち、長太郎は竹林寺、岩松は寿福院と旦那寺を異にしている。

(3) すて系

すて孫の五郎兵衛の旦那寺は、摂津国住吉郡住吉村大念仏宗宝泉寺である。⁽¹¹⁾ すて孫の五郎兵衛についても、左兵衛類族の場合と同様、天王寺村領内堀越町に居住していた可能性がある。

(4) 久三郎系

紀州吹上村久三郎一家の旦那寺は、海辺郡⁽¹²⁾広瀬村道場（のちの善行寺）であった。元禄九年子二月二十四日付「覚」では、その本寺を紀州名賀郡伊坂村蓮乗寺としている。⁽¹³⁾ したがって、富田本照寺末蓮乗寺と本末関係にあることになる（ただし、本末関係を巡って争論がある）。紀州藩の賤民支配は、長吏（非人頭）が牢番頭の指揮下にあることなど、大坂町奉行の支配よりもかわた身分と非人身分の序列化がより明確である。

また、吹上非人村の人たちの宗旨及び旦那寺について、前述の文化十三年の「吹上非人村濫觴書付扣」には、つぎのように記されている。すなわち、「切支丹并八歳・出人・入人・死人等、是又毎年三月私共と相改申候、右非人村ニ差置候もの共、何宗ニ而茂浄土真宗ニ改宗致させ、村中一統私共之旦那寺岡嶋皮田村善行寺旦那ニ而宗判相済、則帳面ハ乍恐御番所様へ私共と奉差上申候義ニ御座候」とある。⁽¹⁴⁾ 吹上非人村に差し置かれた人たちは全員浄土真宗に改宗させられて、牢番頭と同じ寺院の旦那に編入されたことが分かる。非人村に差し置く際、何宗であっても強制的に改宗させるという問題は、キリスト教徒を転宗させて非人身分に貶めたことを示唆するものがある。

5 類族離れ

元禄八年（一六九五）切支丹類族令⁽¹⁵⁾において、玄孫の女子は「類族離れ」の対象として解釈できるにもかかわらず、「天王寺村転切支丹類族生死改帳」によれば、庄屋・年寄は、玄孫女子についても毎年二回生死の調査を行い代官に報告していたことがわかる。たとえば、享保五年十二月の「転切支丹類族出生之覚」には、転市右衛門玄孫

すな・わさ、転久三郎玄孫小ます・さきが記載されている。⁽¹⁵⁾

ただし、代官から江戸の切支丹奉行に報告する際、つぎの事例に関しては、玄孫女子は除かれたものと推察される。「道頓堀非人関係文書」によれば、前述の徳蔵が享保七年に道頓堀垣外へ引っ越した際、徳蔵の娘である先久三郎玄孫まつ（八歳）・小まつ（三歳）の両名は、「先御年吟味之上、類族御除被遊候段紛無之候」と記されている。⁽¹⁶⁾

転久三郎曾孫つな（さる松娘）について、「右之類族、曾孫二而も女子之分、御屋敷御除被成候」と記されている。⁽¹⁷⁾ また、転久三郎曾孫へん（捨松娘）についても、「御屋敷へ無覚故、御帳面ニ無之、則除申候」と記載されている。⁽¹⁸⁾ 曾孫つな・へんの両名の出生については、庄屋から代官石原新十郎に報告されている。⁽¹⁹⁾ 享保七年（一七二二）に代官が久下藤十郎に交替した際、その引継ぎ書類には「曾孫へん」について記されていなかったものと思われる。したがって、代官はこの事例において、曾孫の女子も「類族離れ」の対象としたことがわかる。

この二例からも、長年にわたる類族改めにおいて、代官役所の帳面と庄屋の控に異同の生じていたことがわかる。この原因については、「類族離れ」に関して両者の解釈が違っていた可能性もある。長吏、庄屋及び代官所の類族の解釈をめぐる問題については、改めて検討したい。

なお、類族の身分解放が困難であったことについては、朝比奈修氏の詳細な研究がある。⁽²⁰⁾

(1) 『道頓堀非人関係文書』上巻、一五九頁以下。

(2) 紀要第四九号、五四、五五、五八、七〇、八一、八二、九〇、六五頁。

(3) 紀要第四九号、七七、七八、八五頁。

(4) 紀要第四九号、八五頁。

(5) 『道頓堀非人関係文書』上巻、八九頁以下。

(6) 後掲・史料1。

(7) 紀要第四九号、八八頁、八九頁、五〇頁、五三頁、五四頁、六四頁。

(8) 紀要第四九号、四九、五〇、五四、五九頁。

(9) 『悲田院文書』五七、六〇頁。紀要第四九号、五八頁。

(10) 紀要第四九号、七〇、九三頁。次郎右衛門系の子孫は、次郎右衛門の孫の代で断絶したと思われる。

(11) 紀要第四九号、五二頁。

(12) 神戸市立博物館所蔵「悲田院長吏文書」。前掲・拙稿「紀州吹上非人村初代長吏・転びキリシタン久三郎について」、大阪の部落史委員会編『大阪の部落史』第一巻史料編考古／古代・中世／近世1（解放出版社、二〇〇五年、五〇四頁）。

(13) 後掲・史料2。

(14) 元禄八年切支丹類族令に基づき朝比奈修氏が作成した表を掲げる（註20）。

親		子		孫		曾孫		玄孫		耳孫	
男・女		男・女（転宗以前の子）		男・女（転宗以後の子）		男・女		男・女		男・女	
女	女	男	男	男	男	男	男	男	男	男	男
(同右)	(同右)	(同右)	(同右)	(同右)	(同右)	(同右)	(同右)	(同右)	(同右)	(同右)	(同右)
〔孫が女子の場合は類族に入るのは子の代まで〕		男	女	男	女	男	男	男	男	男	男
⑥	⑤	④	③	②	①						

(15) 紀要第四九号、六三、六四頁。悲田院長吏及び鳶田長吏は、転び類族の出生について玄孫まで天王寺村庄屋へ報告するよう、申し伝えられていた(「右類族出生御断之儀、前々々玄孫限之由申伝」悲田院長吏文書)。

(16) 『道頓堀非人関係文書』上巻、一五九頁以下。ただし、「天王寺村転切支丹類族生死改帳」では、「小まつ」を「小ます」と記している(紀要第四九号、六四頁)。

(17) 紀要第四九号、七六頁。なお、「つる」を「つな」に訂正する。

(18) 同前、八四頁。

(19) 同前、六一、六四頁。

(20) 『道頓堀非人関係文書』における非人の足洗いについて―幕府法令と非人解放の実態―(『関西大学法学論集』第四〇巻第四号、一九九〇年)。そのなかで、長吏自身の内面に浸透した血統論を問題とされている。

おわりに

本稿では、大坂四ヶ所のうち、道頓堀、悲田院、鳶田の各長吏が転びキリシタン及びその類族であることについて実証した。さらに紀州和歌山城下吹上非人村長吏についても転びキリシタンとその類族と考えられることを指摘した。いずれの場合も、長吏の相続にあたって、その血統が重視されている。

非人身分の周辺ではなく、その中核に転びキリシタンとその類族が組織されていることに注目すべきである。したがって、大坂四ヶ所長吏については、単なる非人一般の定義―野非人に関する説明―で一括することはできない。転宗者の自分をおとして、もとの信仰仲間の監視をさせる、あるいは、警察業務(野非人の統制を含む)を担当さ

せるところに近世賤民制の構想が示されていると思われる。

(1) 近年、中尾健次氏によつて、相州鎌倉極楽寺村の長吏太郎左衛門がキリシタンであったことが紹介されている。そのなかで氏は、「転びキリシタンと長吏組織の結びつきが単なる偶然なのか、それとも何らかの必然性があるのかどうか、重要な問題」であることを指摘されている（『相州鎌倉極楽寺村長吏類門帳』について『部落解放研究』第一四七号、二〇〇二年）。その後、鳥山洋氏が関連史料の紹介をされている（『相州鎌倉極楽寺村長吏類門帳』と関連する史料について『明日を拓く』第四九号、二〇〇三年）。

(付記)

関西学院大学所蔵「紀州藩牢番頭家文書」の閲覧及び翻刻・掲載にあたって、林紀昭・関西学院大学法学部教授からご高配をいただいたことをここに明記し、深謝の意を表する。

〔史料〕

1 憲教類典 四之十六 切支丹（抄）〔国立公文書館所蔵〕

塩詰之者伺書文言

覚

拙者御代官所撰州西成郡川崎村乞食転切支丹惣次郎倅仁助、父不転以前出生本人同前、当亥六月十三日六十七歳二而致病死候、依之即刻檢使差遣、死骸相改候所、別條無御座候二付、塩詰二申付置候、御差図次第可申付候、以上

元禄八年乙亥年六月十四日 何ノ何左衛門

前田安芸守殿

名入違一通ツ、

小幡三郎左衛門殿

右之通、書状相添一通ツ、遣之候、状之文言ハ覚書之心を以認遣候、御返答二例之通取置七候様ニと申来候得者、死骸取置七又覚書

覚

拙者御代官所撰津国西成郡川崎村乞食転切支丹惣次郎

倅仁助、当亥六月十三日六十七歳二而致病死候、此仁助儀、父惣次郎切支丹不転以前出生本人同前二罷成候、依之死骸相改、別條無之二付、塩詰二申付、任御差図、旦那寺同国大坂道頓堀浄土宗竹林寺二而土葬二取置申候、為其如此御座候、以上

元禄八年乙亥年六月晦日 何ノ何左衛門印判書判

前田安芸守殿 名入違一通ツ、

小幡三郎左衛門殿

右書状相添遣候得者、最前之伺書被引替、御返し被成候、状之文言者証文之心を以て認之候

塩詰之者庄屋年寄旦那寺と可取証文之文言

差上申一札之事

撰津国西成郡川崎村乞食在所二罷在候転切支丹惣次郎嫡男仁助本人同前之者、当亥六十七歳二而今十三日辰刻病死仕候、右仁助儀浄土宗竹林寺旦那二紛無御座候、依之御役人衆被遣、死骸御改被成候処、怪敷儀少も無之二付、塩詰二被仰付、切支丹御奉行様と被得御下知、御差図有之迄者、竹林寺并庄屋年寄江御預ケ被成、慥

預り申所実正二御座候、重而御下知御座候迄者、位牌
石塔葬礼之作法不仕、死骸成程入念昼夜番人附置、大
切二可仕候、右仁助儀生付之かたわ二而右之手くびり
先無御座候、若死骸御尋之節者無相違様二仕、急度差
上可申候、為後日仍如件

元禄八乙亥年六月十三日

大坂道頓堀竹林寺

昌悦印

川崎村庄屋

善右衛門印

同村年寄

左兵衛印

御代官

何ノ何左衛門様

同可引替手形之文言

差上申一札之事

摂津国西成郡川崎村乞食在所二罷在候転切支丹惣次郎

嫡男仁助儀、当寺旦那二而御座候、然所二右仁助儀、

当六月十三日六十七歳二而病死仕候、早速御檢使被遣、
死骸御改被成候処、怪敷儀茂無御座、本人同前之者二
而御座候二付、死骸塩詰二被仰付、拙僧并川崎村庄屋
年寄二御預ヶ置被成、切支丹御奉行様江御窺被成候処、
例之通取置候様二と御下知御座候旨被仰渡、則土葬二
仕、当寺墓所二埋置申候、若取置様浄土宗作法二違候
儀仕置候ハ、御詮議之上何分之越度二も可被仰付候、
為其一札差上申候、以上

浄土宗知恩院派天王寺一心寺末寺

大坂道頓堀竹林寺

昌悦

元禄八乙亥年七月三日

何ノ何左衛門様

前書之通、仁助死骸竹林寺住持昌悦并拙者共立会土葬
二取置申候、若取置様怪敷儀仕置候由、後日二御聞被
成候ハ、御僉議之上拙者共迄何分之曲事二も可被仰

付候、為後日奥印仕差上申候、以上

撰津国西成郡川崎村庄屋

善右衛門

同村年寄

左兵衛

一塩詰致させ様ハ、檢使遣之、其死骸ゆるりと入候程之瓶を調させ、其瓶ニ死骸を入、耳口へも塩を込入させ、勿論瓶之口迄一はい尔四方とすきまなき様ニ塩を詰させ、厚サ壹寸斗之板蓋ニ其時之年号月日并其者之名歳迄委敷書付、ふたを縄ニ而しめさせ、且那寺・庄屋・年寄ニ封致させ、封之所竹の皮ニ而包、墓所之内深く穴をほらせ、それ江沈て蓋の上尔大き成重キ石を置、其上へ土をかけ、雨水底へ通り不申候様ニ外之所ちも土を高く成程おかせ、四方ニ垣致させ、江戸より御下知相濟候迄者、壹人ツ、昼夜番致させ候事

從江戸土葬ニ為取置候様ニと御下知有之候得者、其

村々庄屋・年寄江其通申渡、死骸者右瓶江入置候、

居なりニ差置申事ニ候

類族病死手形之文言

差上申一札之事

撰津国西成郡川崎村乞食在所ニ罷在候転切支丹小ちよ
姫仁兵衛妻めむろ、当亥四十七歳ニ罷成候女、当七月中
旬と腹中相煩、今十八日酉刻病死仕候、則御注進申上
候得ハ、為御檢使何之何左衛門殿被差遣、死骸御改被
成候処、怪敷儀も無御座候ニ付、夫仁兵衛願ニ而火葬
ニ取置候様被仰付、且那寺浄土宗竹林寺住持昌悦并庄
屋・年寄立合、浄土宗作法ニ取置申所紛無御座候、若
以来取置様相違之様ニ申者御座候ハ、御僉議之上判
形之者共如何様之曲事ニも可被仰付候、為後日仍如件
元禄八年乙亥十月

撰津国大坂道頓堀竹林寺

昌悦

川崎村庄屋

善右衛門

同村年寄

佐兵衛

誰様

二季届之文言

転切支丹類族出生覚

拙者御代官所撰津国西成郡川崎村乞食転切支丹孫七曾孫四郎兵衛姫、当亥四月出生名ハ小まんと申候、居所宗旨旦那寺父同前二而御座候、右之通類族壹人致出生候間、為御断如斯御座候、以上

元禄八年乙亥年七月一日 何ノ何左衛門 書判

前田安芸守殿

名入違一通ツ、

小幡三郎左衛門殿

此外二茂出生有之候得者、村ハ違候而も一書ニいたし一紙ニ書載申候

転切支丹類族病死之覚

拙者御代官所撰津国西成郡川崎村乞食転切支丹小ちよ姫仁兵衛妻むめ、当亥六月十八日四十七歳ニ而病死、

旦那寺大坂道頓堀浄土宗竹林寺ニ而取置申候、右之通

類族壹人致病死候間、為御断如此御座候、以上

元禄八乙亥年七月十日

御代官

何ノ何左衛門 印判 書判

前田安芸守殿

名入違一通ツ、

小幡三郎左衛門殿

添状之文言

一筆啓上仕候、然者拙者御代官所ニ罷在候転切支丹類族、今月九日迄生死相改、書付式通差上申候、右書付

前田安芸守殿 江茂別紙式通差上申候、恐惶謹言
小幡三郎左衛門殿

七月十五日

何ノ何左衛門

前田安芸守様 一通

小幡三郎左衛門様 一通

右之断書、京都御郡代衆江も壹通ツ、御名宛ニ而差上申候、添状者両方之証文役与力迄連状尔いたし、断書も一所ニ封入遣之候、状之文言如左

一筆令啓上候、然者拙者御代官所ニ罷在候転切支丹

類族、今月九日迄生死相改、書付式通進之候、御請

取可被下候、切支丹奉行衆江之書付ハ此方より差越

申候、恐惶謹言

七月十五日

何ノ何左衛門

京都与力

証文役与力四人

右断書両方江遣候故、二通ツ、之内者四通と認之候、

御郡代所江者断書不遣候、御代官方も有之候

享保三戊戌年十一月

類族之者只今迄者追放二者不罷成候得共、追放申付

候而も不苦候事

一離別又者養子之義絶ニ而類族をはなれ候者者、二季

二両判之証文を以可相届候、変死・病死・死罪・欠

落・遁世等者、二季無判以書付可相届候事

十一月

宝曆八年戊寅年五月

御勘定奉行江

山本平八郎御代官所

伊豆国峯村

治郎兵衛

右之者儀先年妻離別致し候節、悴市五郎共二妻之

兄谷津村佐兵衛かたへ引取候、然ル所右市五郎儀、

前年呂采国江漂流し、御制禁之國々留り、再帰国

之存念無之由、致同船候者共帰国之上申聞候、依

之右次郎兵衛儀切支丹類族之取計可仕旨、平八郎

江可被申渡候、委細之儀ハ神尾備前守・織田肥後

守江可被承合候

明和三丙戌年十月十六日

松平右近将監殿御渡

大目付江

古切支丹転切支丹類族之面々、生死其外異変年々

七月十二月無懈怠相改候儀者勿論之事二候得共、

近来届後茂有之旨相聞候、左様二者有之間敷儀二

候、向後二季之改異変無之候共、有無宗門改可相

届候、且又毎年十月二至り差上候宗門改証文茂無

遅滞、宗門改^(役脱カ)江差出可申候

右之趣向々江可被相触候

戌十月

(下略)

2 吹上非人村濫觴書付扣〔関西学院大学図書館所蔵〕

紀州藩牢番頭家文書

(表紙)

「 吹上非人村濫觴書付差出シ候扣

御与力衆久田幸之右衛門様を被為仰付吉左衛門

相認メ差上候写シ、則久田様へ差上申候

覚

富田甚左衛門様

土生廣右衛門様 御代

田中泉左衛門様

牢番頭共

覚

一吹上非人村之儀者元来牢番頭共之手下ニ而、乍恐浅

野紀伊守様御時代有来り候処、右村之者共切支丹

宗門ニ成、転不申候付、人数八拾人余御仕置被為仰

付、既ニ非人村退転仕候処、元和年中乍恐御入国以

来追々御城下御繁昌ニ付、非人村無之候而ハ町御家

中非人之制道難成候付、乍恐彦坂九兵衛様江私共先

祖之者共奉願上、已前之通非人村地私共江頂戴仕、

非人村再建致、町非人差置御座候処、寛永年中阿弐

之非人道斎と申者、湊城山辺ニ罷在、牢番頭共目を

かけ置、胡乱者等氣付かせ、毎々御用立候故、右之

段奉申上、道斎初而非人村長吏ニ取立申候儀ニ御座

候、尔今おゐて長り役申付候節ハ、私共も見立候而

御願申上候事ニ御座候

一非人村地、牢番頭共頂戴仕候御免許地ニ而、手下非

人抱差置御座候、依之右地子として大角豆三斗宛、

例年私共江請取来り候、其外村徳用筋長吏三人江取

らせ申候

右非人村地面之儀、壹丁四方と申来候得共、東西

四拾八間半南北五拾三間程御座候、猶又右村際東

通筋道端ニ畑地仕候、右も非人村地面之内尔て北

東ハ町家限り、南ハ神明前道限ニ而御座候処、神

明前空地ハ神明江借渡シ在之候付、右地子長り共

へ取らせ御座候、右之通長り共へ徳用付御座候儀

ハ、私共毎々御用ニ付入込候節、支度等致候失却

相懸り申候儀ニ御座候事

一 非人村之儀、牢番頭共御免許地ニ差置候而、長吏非

人改共ハ勿論、村方一統私共之手下ニ御座候付、諸

事御触事諸御用等ハ私共取計申聞ケ候付、村方制

道諸法度御定書等、毎年正月十九日夜私共非人村江

入込、村中之もの共へ申渡し承知印形取置申候、切

支丹并八歳・出人・入人・死人等、是又毎年三月私

共ら相改申候、右非人村ニ差置候もの共、何宗ニ而

茂浄土真宗ニ改宗致させ、村中一統私共之旦那寺岡

嶋皮田村善行寺旦那ニ而宗判相済、則帳面ハ乍恐御

番所様へ私共ら差上申候儀ニ御座候

一 吹上非人村ニ非人改役相初り候ハ、貞享三年寅八月、

私共ニ見立申出候様被為仰付、左之もの共を申上、

初而非人改ニ被為仰付候

非人村

長右衛門

同

吉六

同

六蔵

同

権七

同

加兵衛

右之もの共、非人改被為仰付候砌、在中壺万石ニ壺人
ツ、非人番之内惣廻りと申もの出来仕候、給分ハ金貳
歩ツ、被下候、尔今おゐて非人改申付候節ハ、私共ら
見立御願申上候儀ニ御座候、乍恐

大須賀五六左衛門様

御代

柴田才右衛門様

御組頭

横田佐大夫様

西村武左衛門様

一元禄十年丑十月非人村内ニ壱間半ニ五間之御救小屋

初而御出来仕候、乍恐

山野井惣兵衛様

御代

高岡市左衛門様

御組頭

塩崎安左衛門様

西村武左衛門様

右御救屋(不脱)ハ其後追々御出来御座候へ共、当時ハ弍ヶ

所ニ相成御座候

一非人村囲之儀ハ、正徳二年辰七月廿五日畑屋敷丁乱

心萩平と申者入置候付、御救小屋之内江壱間四方之

かこひ初而御出来候処、元文元年辰霜月村中出火之

節、囲焼失、夫ら又々再建仕候、

右囲之儀、寛政六年午六月廿日溜と唱相替り申

候、然処近年溜不メリ成品、毎々有之候付、錠鑰

共私共封印懸ケ、長り共へ預ケ置候儀ニ御座候

右之通ニ御座候付、乍恐書付奉指上候、以上

閏

八月十六日

牢番頭共

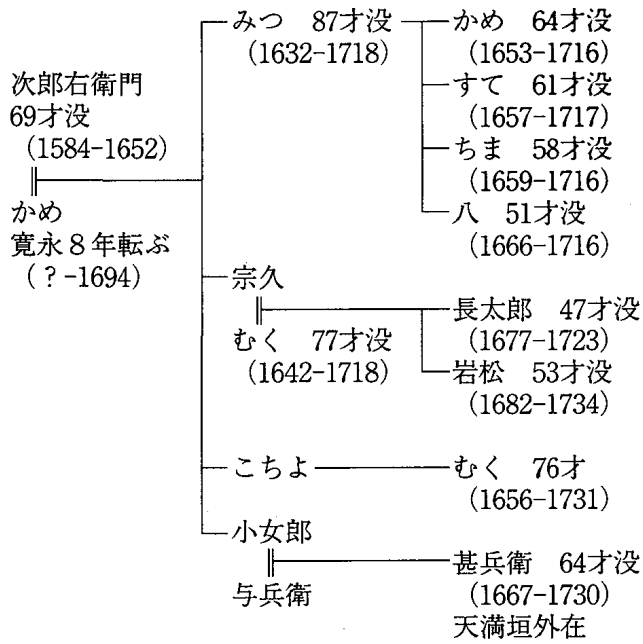
(註)

「吹上非人村濫觴書付扣」は文化十三年閏八月十六日、牢番頭が和歌山町奉行所へ提出した原本の控と考えられる。なお、「吹上非人村成立申上候願書写」と照合したところ、本文第二条及び第六条の二文字下げた部分は原本の下紙に記された内容である。

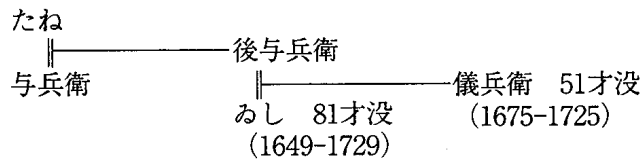
前掲・藤本論文によれば、「吹上非人村濫觴書付」は、すでに全文の紹介がなされている(「城下町和歌山と非人村の成立」『近世都市の内部構造とその変化に関する研究』和歌山大学教育学部、一九八三年)とのことである。改めて紹介するのは非礼かと存じるが、立論の必要上、翻刻し掲載することとした。

本人	子	孫	曾孫	玄孫
----	---	---	----	----

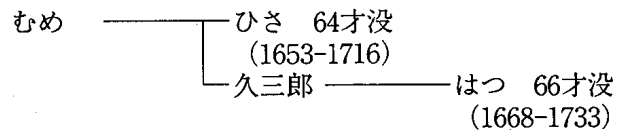
【次郎右衛門系図】〔摂州天王寺村悲田院垣外在〕



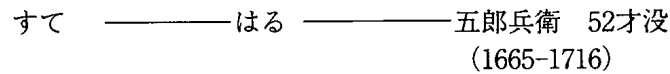
【たね系図】



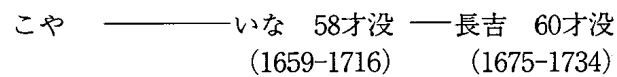
【むめ系図】



【すて系図】



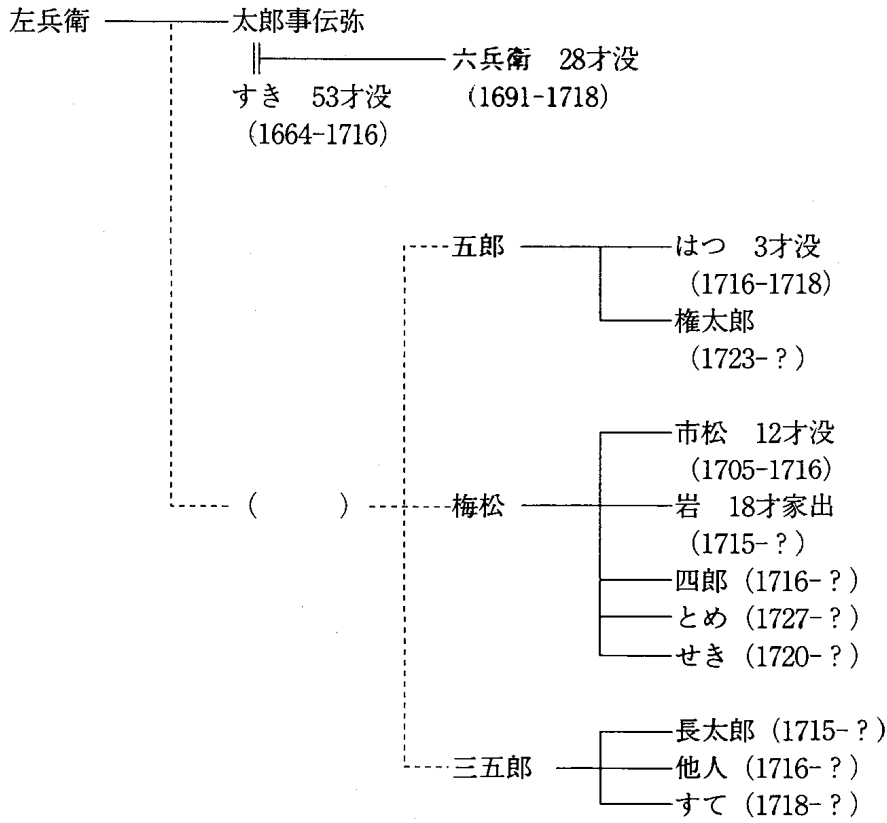
【こや系図】



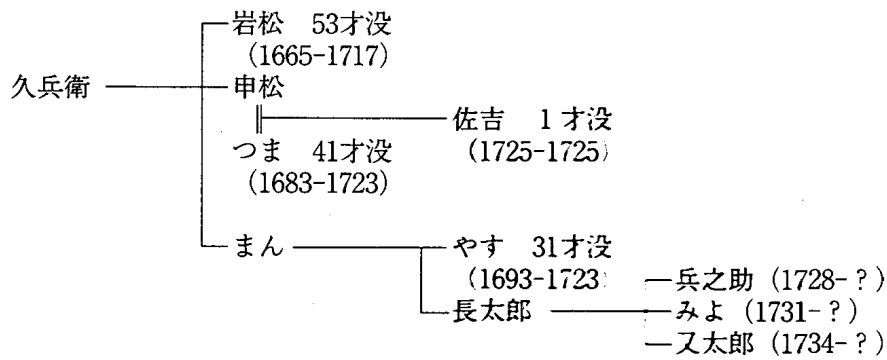
本	人	子	孫	曾	孫	玄	孫
---	---	---	---	---	---	---	---

【左兵衛系図】〔摂州天王寺村領内堀越町在〕

摂州東成郡天王寺村転切支丹類族生死改帳の研究(二)

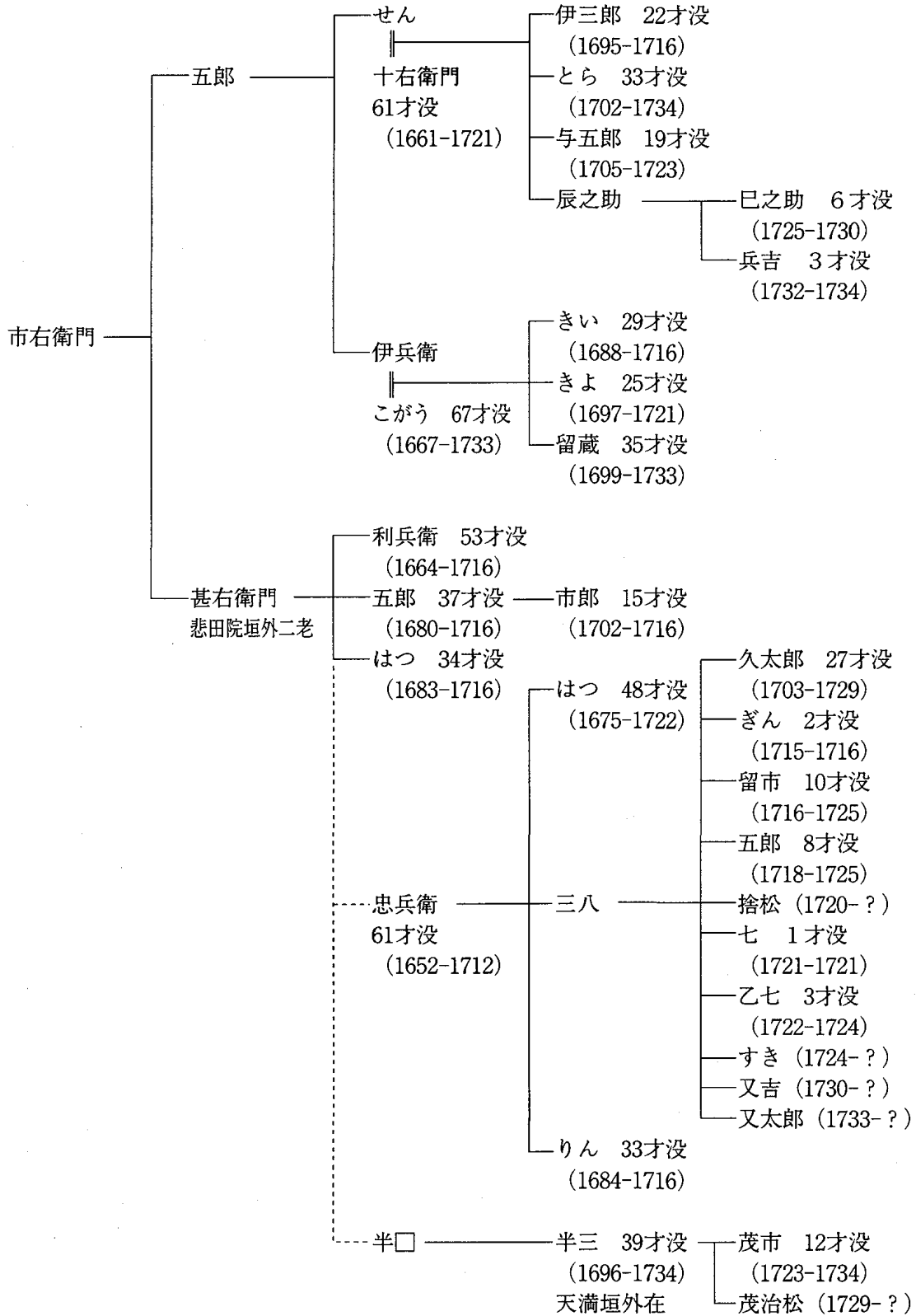


【久兵衛系図】〔摂州天王寺村悲田院垣外在〕



本人	子	孫	曾孫	玄孫
----	---	---	----	----

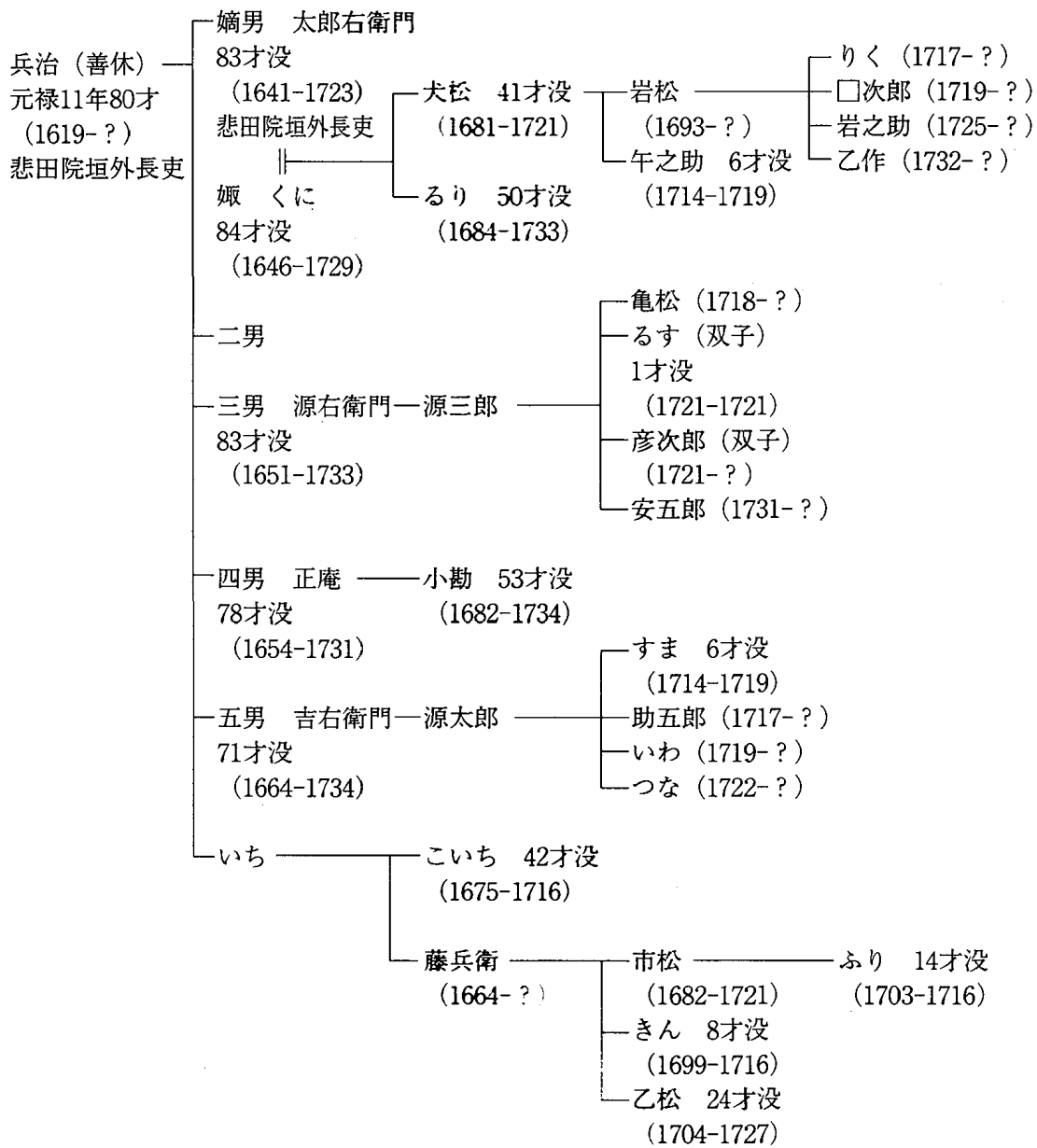
【市右衛門系図】〔天王寺村悲田院垣外在〕



本人	子	孫	曾孫	玄孫
----	---	---	----	----

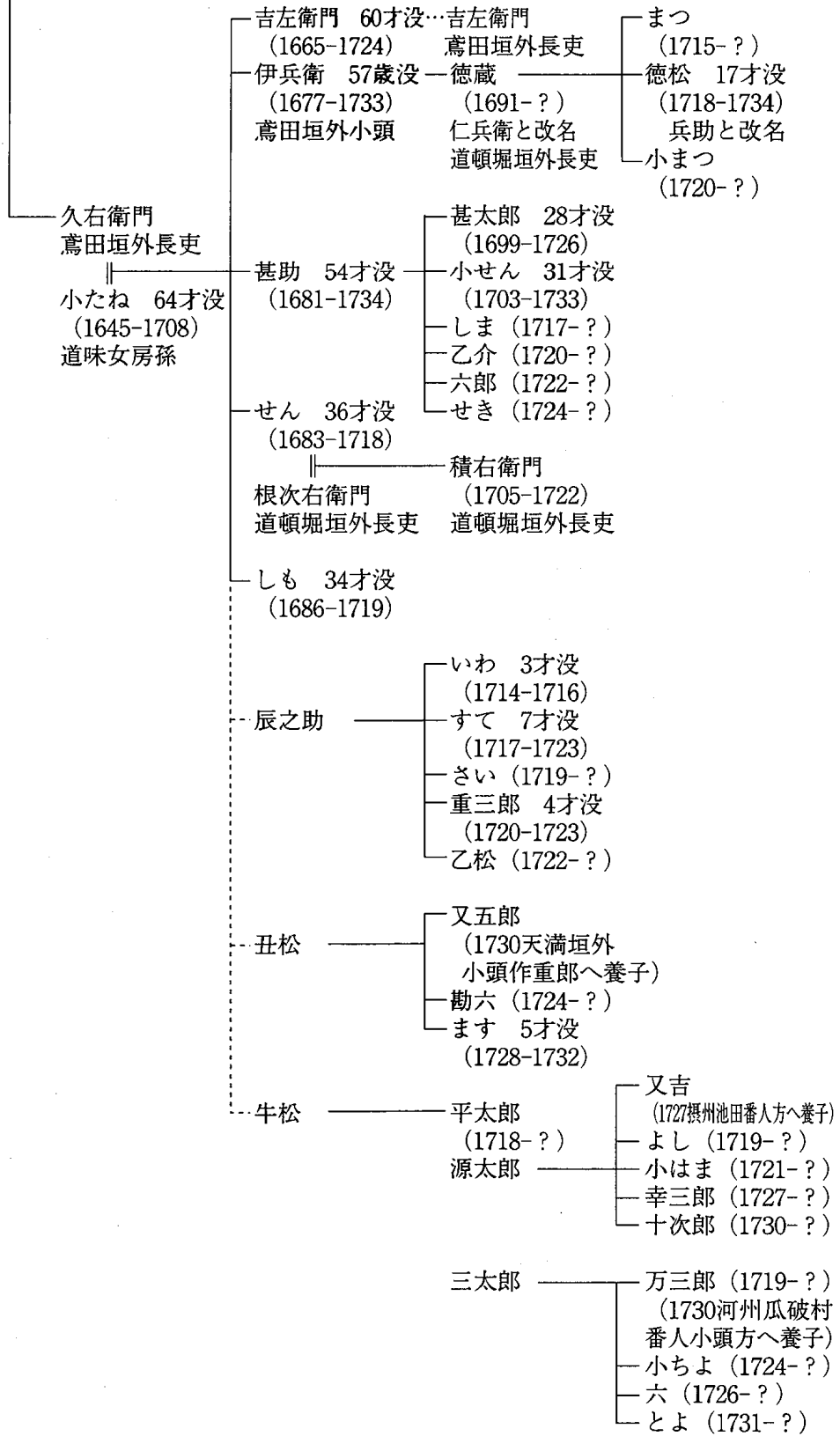
【兵治系図】 [撰州天王寺村悲田院垣外在]

撰州東成郡天王寺村転切支丹類族生死改帳の研究(二)



本人	子	孫	曾孫	玄孫
----	---	---	----	----

[摂州天王寺村鳶田垣外在]

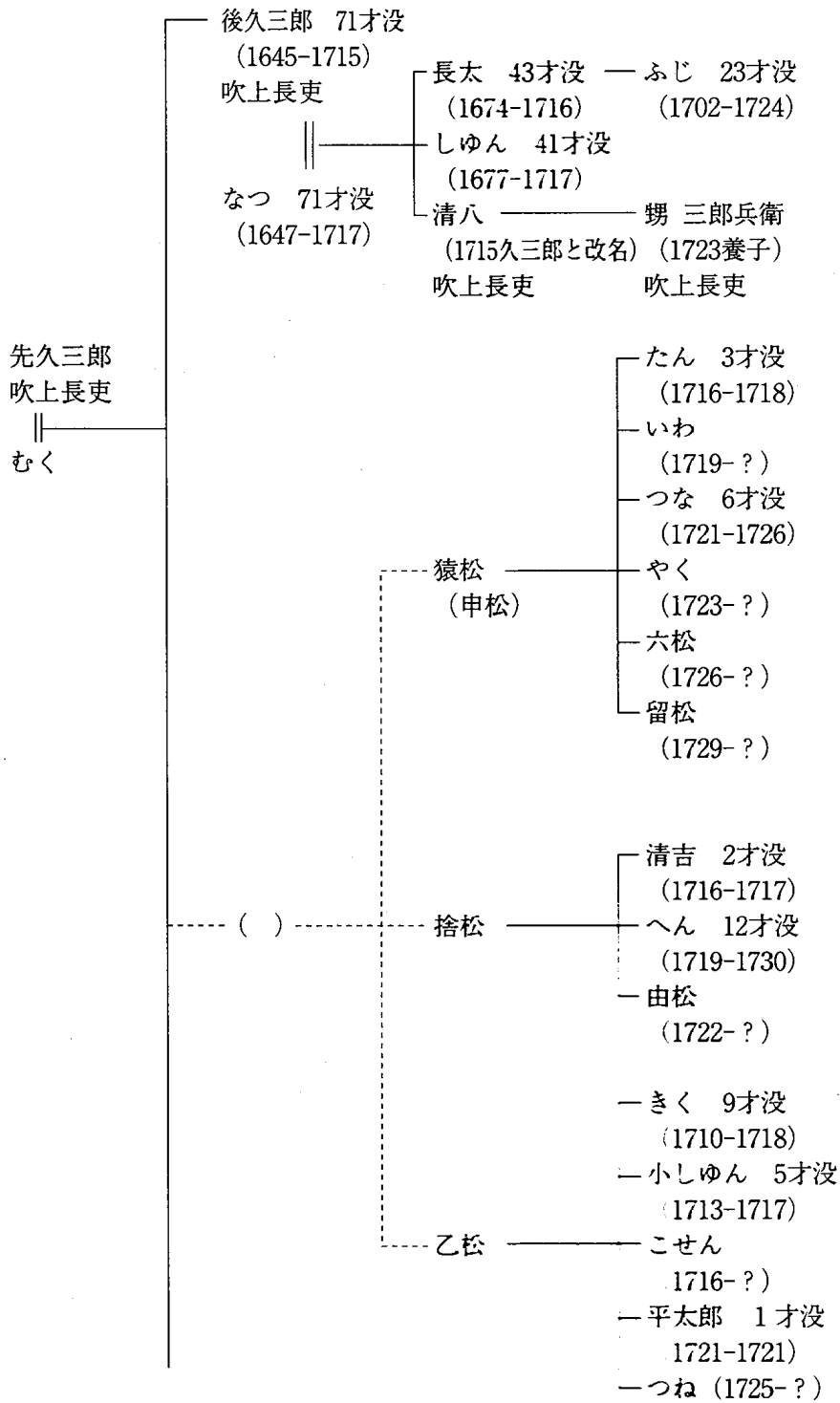


【転びキリシタン系図】

本	人	子	孫	曾	孫	玄	孫
---	---	---	---	---	---	---	---

【久三郎系図】

〔紀州吹上非人村在〕



摂州東成郡天王寺村転切支丹類族生死改帳の研究(二)